

7 重大事態への対処

1 いじめ防止対策推進法により求められる重大事態への対応

重大事態

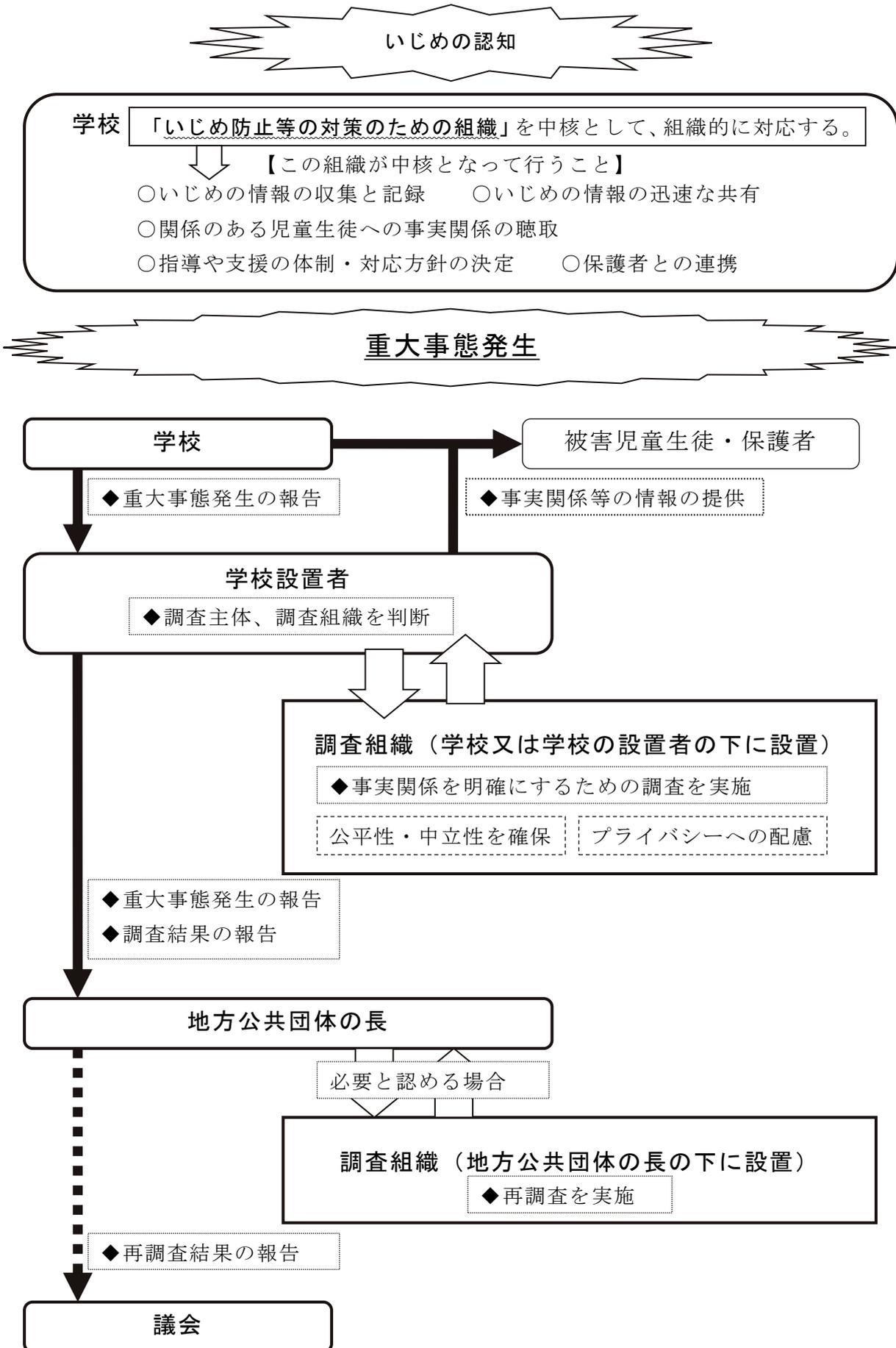
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自死を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 年間30日を目安
 - 一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手することが必要

上に掲げる重大事態が発生した場合、次のような対応が求められます。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要があります。

- (1) 重大事態発生時の報告（学校→設置者→地方公共団体の長）
- (2) 学校の設置者又はその設置する学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ※学校の設置者が調査主体を判断
 - ※以下のような場合には設置者が調査を実施
 - 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどをふまえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
 - 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- (3) 調査組織で、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施
- (4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- (5) 調査結果を地方公共団体の長に報告
(調査組織を学校に置いた場合は、設置者を通して報告)
- (6) 調査結果をふまえた必要な措置

2 重大事態発生時の対応（公立学校の場合）



3 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。
- いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性をふまえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自死の背景調査における留意事項)

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

【参考】「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生時の報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

出典：いじめの防止等に関する普及啓発協議会資料（文部科学省）

8 関係機関との連携

1 情報と行動のネットワーク

(1) 「情報連携」から「行動連携」へ

いじめをはじめとする児童生徒の問題行動等への対応にあたっては、「心」のサインを見逃さず、問題行動等の前兆を把握することが大切です。

そのためには、学校と関係機関との間での単なる情報の交換（情報連携）だけではなく、それぞれの機関の強みを発揮して一体的な対応を行うこと（行動連携）が重要となります。

(2) 日常的な連携

学校における児童生徒の行動は、家庭、地域における行動と相互に関連していることから、学校における行動のみに焦点を当てた対応を行っても、問題解決に効果が望めないことがあります。

学校、家庭、地域が意見交換を行い、全体像を把握することにより、適正な対応が可能となります。学校も地域の一機関であり、地域全体で対応するという観点から、地域の人材を学校における生徒指導の機能を強化するために活用することが必要です。

(3) 学校と関係機関等による連携

学校や家庭における通常の指導では改善の見込みが薄い場合、問題が深刻化する前に初期の段階から状況を把握し、関係機関や地域の身近な人材を活用して情報交換や検討を行うことが有効です。

そのためには、学校が積極的に地域の人材に協力を依頼し、関わりの必要な関係機関にも参加を依頼して、校区内のネットワークを設ける必要があります。

- 地域の民生・児童委員との連携
 - スクールサポーターや警察との連携
 - スクールソーシャルワーカーや福祉機関との連携
 - 医療機関との連携
- 等

(4) サポートによる連携

学校や地域の人材のみによる対応が困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、関係の深い機関等が個別の児童生徒の問題行動等に対応し支援を行う「支援チーム」を形成して、共通の目的の下で、それぞれの権限に基づいて対応することが効果的です。

「支援チーム」を形成した場合は、個別の取組事例から得た経験や教訓を校区内のネットワークにおいて報告するなど、日常的なフィードバックをすることは、その後の同種の事例に対する早期対応を確実にを行うために有効です。

【参考】関係機関等連絡一覧（例）

※ 各学校で次のような一覧表を作成して連携をとることが大切です。

関係機関等	所属	担当者	連絡先
教 育 委 員 会			
警 察 署			
交 番 ・ 駐 在 所			
少年サポートセンター			
スクールサポーター			
児 童 相 談 所			
主 任 児 童 委 員			
民 生 ・ 児 童 委 員			
法務局・地方法務局			
少 年 鑑 別 所			
医 療 機 関			
保健所・保健センター			
保 護 観 察 所			
保 護 司			

2 各機関の役割、学校への関わりに関する情報

(1) 子どもの悩みサポートチーム

1 趣旨

学校・教育委員会、警察、児童相談所、その他の関係機関が連携して子どもの悩みサポートチーム（以下「チーム」という。）を編成し、専門的知識・技能、権限等に即した適切な役割分担に基づき、それぞれの専門性を発揮することで、学校におけるいじめ事案の解決を図ることを目的とする。

2 対象事案

関係機関の連携が必要と考えられる学校におけるいじめ事案

3 チーム設置主体

- (1) 鳥取県若しくは鳥取県内各市町村（学校組合）が設置する学校又はこれらを管轄する教育委員会
- (2) 鳥取県内の私立学校を設置する学校法人
- (3) 鳥取県内の国立大学法人及び高等専門学校

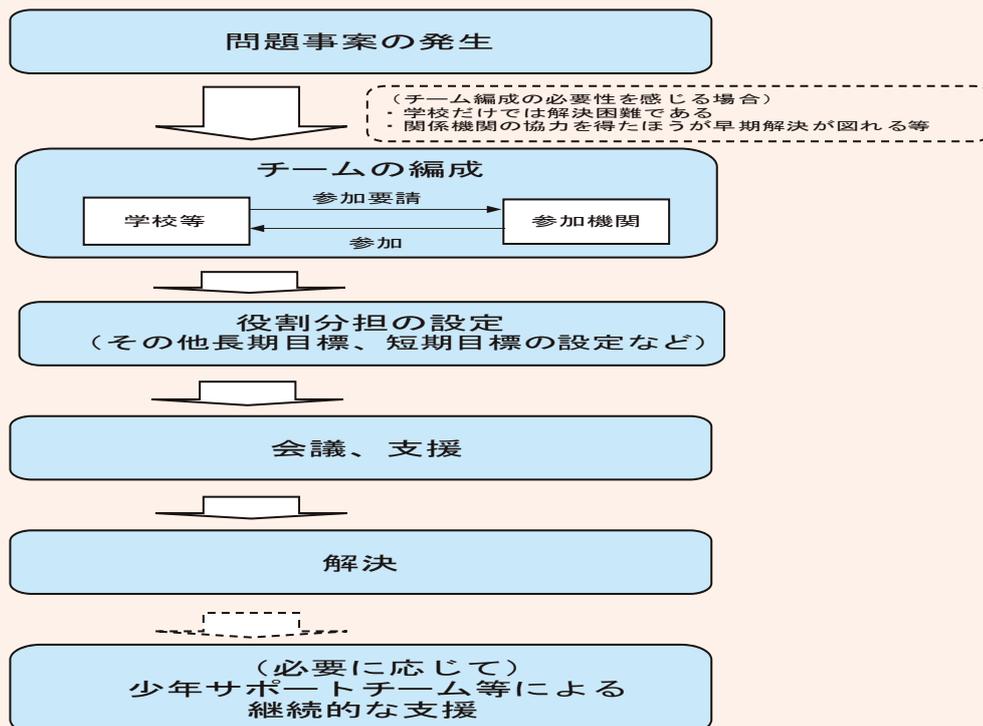
4 参加機関

- (1) 児童相談所
- (2) 警察署（スクールサポーター等）
- (3) 県警少年課（少年サポートセンター）
- (4) 専門家等（※）

※弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、退職教員、民生・児童委員等

- (5) その他チーム設置主体が必要と認める者及び機関

<運営の流れ>

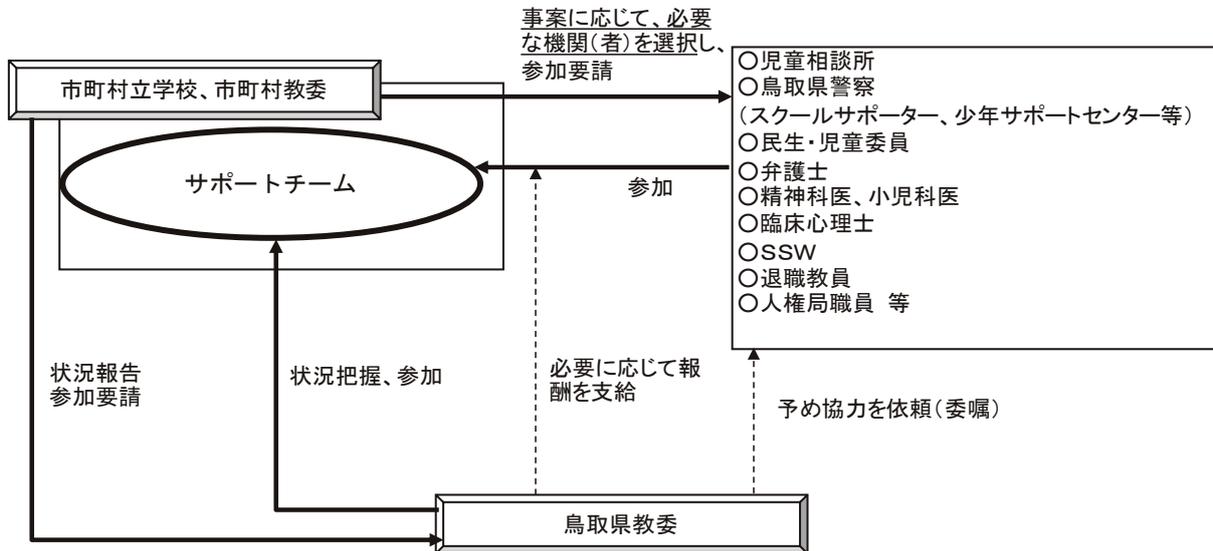


「子どもの悩みサポートチーム」の仕組み

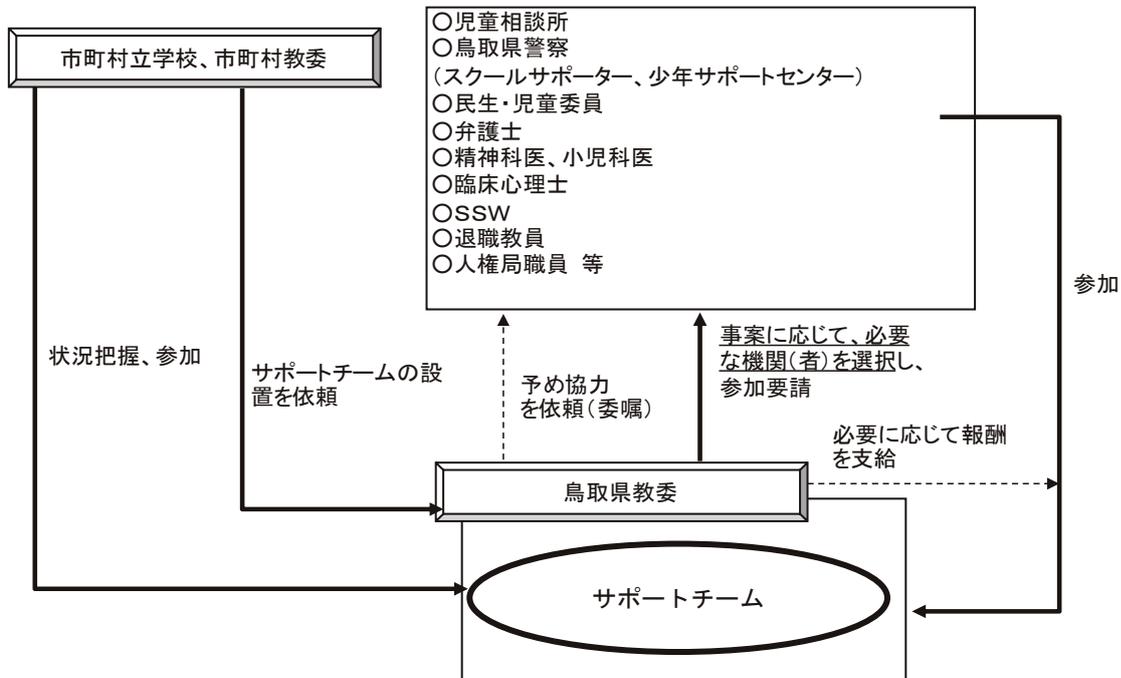
※県教委における事案については、「市町村立学校、市町村教委」を「県立学校」に読み替えて実施

※私立学校法人、国立大学法人が設置する学校及び高等専門学校における事案については、「市町村立学校、市町村教委」を「私立学校法人」、「国立大学法人」又は「高等専門学校」と読み替えて実施。

1 市町村立学校、市町村教委が自らサポートチームを設置する場合



2 市町村立学校、市町村教委からの依頼等に基づき、県教委がサポートチームを設置する場合



(2) 鳥取県総務部人権局

【こどもいじめ人権相談窓口】

「こどもいじめ人権相談」では、相談者の方のお話を十分にお聞きし、関係機関と連携して解決方法を一緒に考えます。制度等の情報を提供し、解決にあたる専門機関を紹介します。

電話相談 0857-29-2115
 (面接相談を希望される場合も、まずは電話で御連絡ください。)
 メール相談 ijime-soudan@pref.tottori.jp

【鳥取県いじめ問題検証委員会】

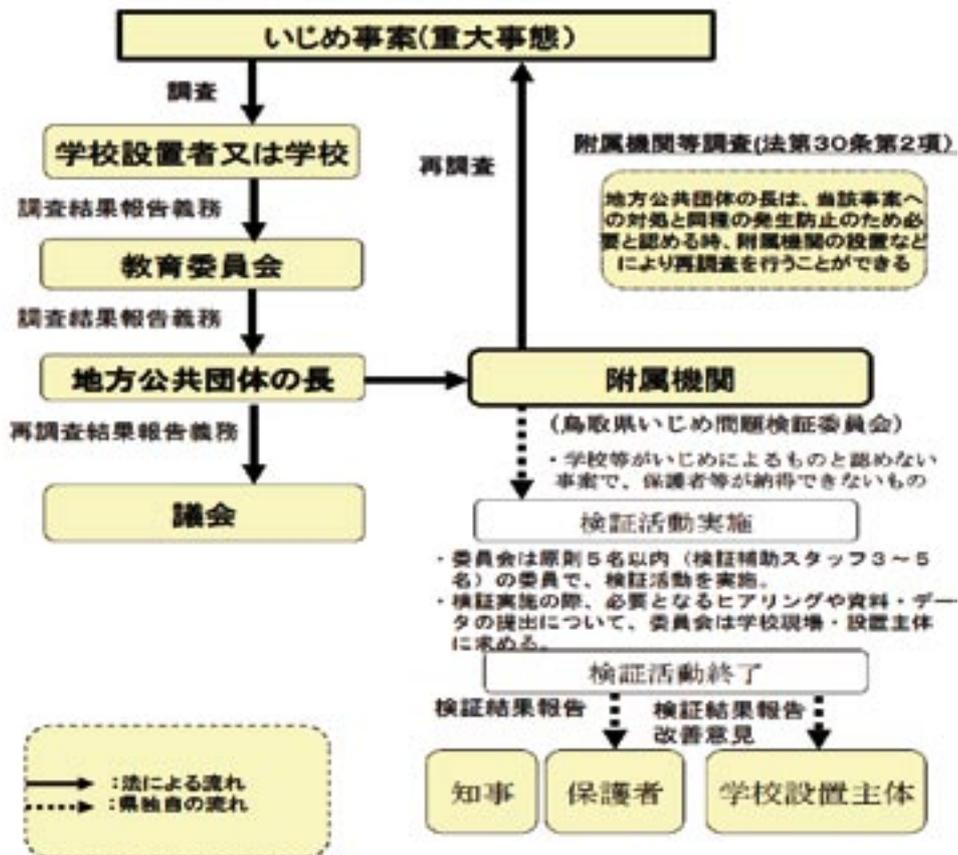
「鳥取県いじめ問題検証委員会」は、いじめ防止対策推進法に基づくもののほか、鳥取県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（設置主体を問わない）におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行います。

重大事態発生時の対応(県立高校の場合)

【いじめ防止対策推進法第28条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



(3) 警察

いじめに限らず、問題行動において、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むのではなく、警察と連携・協力した対応が求められています。

【参考】「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」（平成24年11月2日24文科初第813）で通知された内容

- 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。
- いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
- このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応をとっていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であること。

警察との窓口担当者をはっきり決めておくなど、日頃から緊密に情報共有できる体制の構築が重要です。また、スクールサポーター制度、学校警察連絡制度の活用し、警察と学校との連携が確実に図られるようにする必要があります。

【警察の相談窓口】

警察総合電話相談

鳥取県警察総合相談室 0857-27-9110

各警察署警察安全相談所でも専任相談員が相談に応じます。

少年の悩みごとやいじめなどの相談

少年電話相談（ヤングテレホン） 0857-29-0808

東部少年サポートセンター 0857-22-1754

西部少年サポートセンター 0859-31-1574

ヤングメール youngmail@pref.tottori.jp

(4) 法務局

【人権相談・救済制度】

法務局・地方法務局・支局では、身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行っています。

子どもの人権に関する電話相談を専門に扱う「子どもの人権110番」を開設し、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じています。

また、人権相談をインターネットでも受け付けています。

<法務局による相談・救済手続の特徴>

国の機関として、中立・公正な立場で関わります。

1 簡易

- ・手続に費用はかかりません。
- ・書面の作成など複雑な手続はありません。

2 迅速

- ・速やかに手続を開始します(※)。
- ・短期間での解決を目指します。

3 柔軟

- ・事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。
 - ・事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します。
- ※事案によっては手続を開始しない場合があります。



鳥取地方法務局 人権擁護課
〒680-0011 鳥取市東町 2-302
☎0857-22-2191

子どもの人権
110番
全国共通
通話料無料
0120-007-110
【受付時間】平日/午前8時30分から午後5時15分まで

子どもの人権SOS-eメール

パソコンからは----- <http://www.moj.go.jp/IRKEN/jinken110.html>
携帯電話からは----- <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



(5) 児童相談所

児童相談所は児童福祉法第12条の規定に基づき、子どもの福祉を図るとともに、その権利を保護することを主たる目的として設置された県の行政機関です。18歳未満の子どもに関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、子どもが心身ともに健全に育ち、持てる力を最大限発揮できるように専門的な援助活動を行っています。

【主な業務】

相談

調査・診断・判定

援助

一時保護

市町村支援

【こども電話相談】

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等について保護者、児童等からの相談に児童相談員が応じています。

【こども電話相談】

(中央・鳥取) ☎ 0857-29-5460

(倉吉) ☎ 0858-22-4152

(米子) ☎ 0859-33-2020

(6) 少年鑑別所

【一般相談窓口】

少年鑑別所では、地域社会の青少年の健全育成のため、少年本人のほか、子どもの問題でお悩みの保護者や学校の先生などの相談に応じています。

①相談内容

非行、いじめ、家庭内暴力、交友関係、引きこもり、しつけなど

②相談に応じる職員

大学や大学院で心理学等を学んだ臨床心理学等の専門家

③相談方法

相談内容に応じて、面接や電話によりカウンセリングや助言などを行うほか、心理検査等も実施

相談は無料（検査等を実施した場合には、検査用紙代等の実費をいただく場合もあります。）

④相談受付

月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）午前9時から午後5時まで相談対応

（少年鑑別所に電話で相談内容を連絡、来所の場合は要予約）

鳥取少年鑑別所（青少年相談室） 〒680-0007 鳥取市湯所町 2-417
☎0857-23-4443（一般相談専用）

9 校内研修の実施

1 法的根拠

第18条2項では、すべての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行うことが求められています。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行うようにします。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

- * 事務職員や学校図書館司書等もふくめた全教職員がいじめの問題に関する実践的な研修を受けることができるように配慮します。
- * 心理、医療等専門家を講師に招いたり、事例研究や演習を実施したりするなどして参加者が目的意識を持って実践的な知識・経験が得られるように工夫することが大切です。

2 研修例

内容例	方法例
<ul style="list-style-type: none">・いじめ問題に関する基本的な理解・本校のいじめの実態について・事例を通じた望ましい対応・望ましい学級づくり・関係機関との連携の仕方 等	<ul style="list-style-type: none">・校内職員による協議・専門家による講話・DVD等視聴による理解・事例検討会・カウンセリング演習 等

(1) 教職員全員が「いじめ」の理解を深める

<ねらい>

いじめ問題に関する基本的な理解や対応について自己点検することを通して、すべての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようにする。

<概要>

- 教職員一人一人が、いじめ問題に対する認識や取組姿勢、日ごろの対応について自己点検を行う。
- 小グループでの話し合い、全体での話し合いを行うことで、教職員が共通の認識をもつことができる。

<流れ>

- ① 研修会の流れの説明
- ② 「自己点検シート」の実施と「点検内容の解説」の読了
- ③ 小グループでの話し合い
- ④ 全体会：小グループでの話し合いの共有
- ⑤ 「研修会アンケート」の記入

<参考>

「いじめに関する校内研修ツール」 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijimetool/ijimetool.htm>

(2) ロールプレイ研修：いじめられる人の気持ち

<ねらい>

いじめられるつらさ、悲しさなどの気持ちを疑似体験することによって、いじめられている児童生徒の気持ちに寄り添った対応ができるようにする。

<概要>

- いじめ場面のシナリオにそって、いじめられる役、いじめる役、まわりではやしたてる役、見てみぬふりをする役をロールプレイすることによってそれぞれの役の気持ちを体験する。
- 授業に活用するときの留意点を理解する。
 - ・ 学級の実態の応じたシナリオを準備すること
 - ・ 学級の実態によってはやってはいけないこと(体験したことが実際の生活で再現されそうな集団の状況のとき)

<流れ>

- ① 研修会の流れの説明
- ② 「シナリオ」を説明し4つの役をきめる
 - ・ いじめられる役
 - ・ いじめる役
 - ・ まわりではやしたてる役
 - ・ 見てみぬふりをする役
- ③ 「シナリオ」にそってロールプレイ1をし、話し合う
- ④ 「いじめを止める役」をつくってロールプレイ2をする。
- ⑤ ロールプレイの1回目と2回目の違いを話し合う。
- ⑥ 実際場面での児童生徒への対応や授業にするときの留意点を話し合う。

(3) アンケート結果（仮想事例）に対応する

<ねらい>

全校で実施した記名式のアンケート調査に、クラスの数名の児童生徒名の実名をあげていじめられていると訴える記載があった（仮想事例）ときの対応について協議し、実際場面での対応に生かすことができる。

<概要>

- アンケート調査に実名入りのいじめを訴える記載があったという仮想事例について、学校としてどのような手順で対応し、そのときの留意点は何かを共通理解する。
- 校内だけの対応ではすまない事案も想定し、関係機関との連携を視野に入れた対応について共通理解する。

<流れ>

- ① 研修の流れ
- ② 仮想事例発表
- ③ 事例に対する対応方針を個人で検討
- ④ グループで協議
- ⑤ 各グループの協議内容の発表
- ⑥ 全体協議、説明
 - ・教師個々で行うこと
 - ・学校全体として行うこと

(4) インターネットを通じて行われるいじめ

<ねらい>

インターネットの特殊性による危険性を理解したうえで、インターネット上のいじめに対応できるよう、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

<概要>

- 子どもを取り巻くネット利用の状況を知り、情報モラル教育に関する基本的な理解を深める。
- ネットいじめの未然防止に必要なこと、発見したときの対応について理解する。

<流れ>

- ① 子どもを取り巻くネット利用の状況の理解
LINE、ブログ、SNS、動画共有サイト 等
- ② ネットいじめの特徴
特殊性による危険
- ③ ネットいじめの事例発表
- ④ グループ協議
- ⑤ 各グループの協議内容の発表
- ⑥ 全体協議、説明
 - ・ネット上にあるいじめの内容の削除の流れ
 - ・ネットいじめへの対応に関する関係機関との連携
 - ・保護者啓発について

研修資料

【事例1】

A君は、教科書の音読を順番で指名されたとき、つかえてなかなか読めず、クラスのみんなかから笑われてしまいました。

次の授業で、またA君の順番になったときに、後ろの席のB君とC君が小さな声で「また、読めないのではないの。」「かみかみになるかも・・・」。と言いながらクスクス笑っています。

そのことがプレッシャーになって、A君が小さな声で読んでいると、後ろから「聞こえませ〜ん。」「もっと大きな声で読んでください。」と言う人たちもいて、他のクラスメイトも笑っています。

A君は、下を向いて黙ってしまいました。

<ロールプレイ>

A君:小さな声で教科書を読んでいる。

B君:「また、読めないんじゃないの。」

C君:「かみかみになるかも・・・。」

B君:「聞こえませ〜ん。もっと大きな声で読んでください。」

A君:1回目より、少し大きな声で読む。

B君:「すみません。何言っているか全然分かりません。」

周り:大勢で笑う。

A君:(黙ってしまう。)

E君:(下を向いている。)

A君:いじめられ役 B君、C君:いじめる役 周り:はやしたてる役

E君:見てみぬふりをする役

*ロールプレイ(役割演技)をすることで、それぞれの立場の子どもの気持ちを実感する。

*注意する役を作って、どう言えばよいか考える。

*教師として、どう対応するか話し合う。

- 些細なことがいじめにつながることに気がつく。
- 授業中であっても、その場で注意することの大切さに気づく。
- 実際に注意の言葉を言うてみることによって、その場に出会ったときに対応できるようにしておく。

【事例2】

5年生の2学期ごろから、学級の中で特に仲のよい女子数名ずつが「なかよしグループ」となり、グループ以外の友達と遊ぶことが少なくなっていた。また、グループ以外の友達と遊ぶと、今まで一緒に過ごしていたグループにもどりにくくなる構図ができていたため、「なかよしグループ」から外れたくないという思いから、グループ内では、互いに過度の気遣いをしていた。

そのような中、発言力のあるA子が、グループのリーダーとして、今まで親しくしていた友達に指示を出し始めるようになった。

A子は、複数の友達に指示を出しながら、グループ内のB子に対し、遊びから外したり、使い走りをさせたりするいじめを始めた。しばらくいやがらせをすると、その対象を別の友達に変えていった。いじめられたくない同じ仲よしグループの児童は、更にA子に気遣いするようになった。そして、そのグループ内では、A子を頂点とした上下関係ができていった。

担任は、A子を中心とする「なかよしグループ」の中に元気のない児童がいることが気になっていた。

*この事例の課題は何か話し合う。

*担任等がしなければならないことと、優先順位を話し合う。

*A子へのかかわりで配慮すること、学級全体へのアプローチを話しあう。

- **小グループにおける仲間内だけの遊びや活動になってしまい、クラスの女子のグループ化が学級全体の雰囲気悪くしていることに気づく。**
- **A子の行動の背景に、何かあるかもしれないという視点をもつ。**
 - A子を中心としたグループに元気のない児童がいることに気づき、A子のグループに属しているメンバー全員に話を聞く。
 - 女子のグループ化を防ぐために、グループ編成や席替えは児童に任せず担任が行う等教師がリーダーシップをとり、新しい人間関係がつかれるようにする。
 - 学級全体での活動を増やす。
 - A子の行動の背景に、家庭の事情等がないかどうか探り、悩みがあれば対応する。

研修資料

【事例3】

A小学校では、いじめのない学校づくりのために2ヶ月に1度全校児童に学校生活で困っていることなどを問う生活アンケート調査をして、いじめの早期発見に努めている。

新しい学年になって慣れてきた5月の終わりころにアンケートをすると、6年生のある女子が、「クラスの何名かの男子がB男に対して、先生のいないときにノートに落書きしたり、わざとプリントなどを配らなかつたりしている」と書いていた。そのクラスの他の児童は何も書いていなかった。

*アンケート結果の取り扱いについて話し合う。

*この後の対応について話し合う。

- **いじめの早期発見は、教職員による観察だけでは不十分であり、児童が出す様々なサインを見逃さず、日記や連絡帳等からも積極的に情報収集することやアンケート等で把握することも有効であることを理解する。**
- **アンケートの結果を受けて、聞き取りを行うが、この事例の場合、アンケート記入者、周囲にいる児童に確認後、いじめられている児童、いじめた児童に対して行う。**
 - <聞き取りの留意点>**
 - **いじめを受けた児童生徒は、「いじめられている」ことを語りたがらないことが多いので、あせらずに気持ちに寄り添って話を聞く。**
 - **いじめを行った児童生徒は、「いじめをした」と思っていなかつたり、認めようとしなかつたりする場合もあるので威圧的にならないように聞く。**
 - **事実を確認する段階では、安易に善悪の判断をしない。内容に矛盾がないか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明らかにする。**
 - **当事者以外からの情報提供は、情報源の児童に配慮する。**
- **具体的に指導・支援するための組織を編成し、課題解決に向けて動く。**
- **事案によっては、保護者への説明を行い、今後の連携について確認をする。**

【事例4】

中学3年生の学級代表の会議で、各学級の状況を話し合っている際、男子生徒から「先生のいないところでふざけ合っているように見えるけど、多人数が特定の一人（生徒B）をからかっているように見えることがある」との報告があった。

「ふざけているだけだろう。」「B君が自分でボケているだけだ。」などの声があがる中、「とにかく様子を見ていこう。」という一応の結論が出た。

その会議を受け、生徒Bの学級担任と副担任は、面談でそれとなくそのことを話題に出すが、本人はあまり気にしていない様子であった。念のため、各学級担任は、休み時間の過ごし方やコミュニケーションの取り方について、自分の学級に注意を促した。

数週間後の学級代表の会で、生徒Bを取り巻く集団の「からかい」が目に見える状態になってきたという報告があった。しかし、学級の他のメンバーも「いじめ」と「からかい」の区別がつかず、その集団にはなかなか声がかけれないようであった。

生徒Bと同じ部活の違うクラスの生徒Cが、「B君がクラスで周囲との関係に悩んでいる。」「このままだと、学校に来たくない。」ともらしていたという話を生徒Cの学級代表が報告した。

- *この学年の取組の成果と課題について話し合う。
- *「いじめ」と「からかい」について話し合う。
- *今後、この事例の対応について話し合う。

- **生徒が主体的に学級代表の会議を開催し、各学級の様子を報告し合って学年をよくしていこうとしていることのすばらしさに気づく。**
- **生徒たちも生徒から話を聞いた教師も「いじめ」と「からかい」の区別がつかなくて行動に起こせないことが課題だと気づく。**
 - 「いじめ」の定義について、生徒も先生もしっかり認識する。
 - やっている方は、「からかい」のつもりでもされている方は嫌な思いをしていることもあること、「からかい」は「いじめ」にエスカレートする危険性もあることなどを理解する。
 - 「からかい」もない学年をめざすのが、よりよい学年づくりになる。

研修資料

【事例5】

夏休み中、運動部の2年生である生徒Aが、顧問のB先生のところに「話がある」と相談をもちかけてきた。部活終了後、生徒Aをよんで話を聞いてみると、1年生の生徒Cが、6月頃から3年生の数名に、顧問がいないところで時々殴られたり、蹴られたりしているとのことだった。

生徒Aは、いけないことだと思いながら、相手は3年生なので注意もできず、先生方にも相談がでないと悩んでいたという。生徒Cが、「もう部活はやめる。自分はどうなってもいい。」と他の1年生部員に話しているのを聞いて、相談したという。

*相談を受けた顧問がしなければならないことを話し合う。

*「暴力を伴ういじめ」が明らかになったとき、留意することを話し合う。

*保護者、関係機関との連携の仕方について話し合う。

- 部活動におけるいじめ防止の重要性を理解する。
- 重大事案と判断されるかもしれない「いじめ」の相談があったとき、教職員は組織的かつ機動的な対応をすることに気づく。
 - 部の顧問は、すぐに担任、学年主任、生徒指導担当、管理職等に相談内容を報告し、対応方針を決め十分共通理解したうえで連携して対応する。

(例)

 - 生徒Cへの聞き取り、事実確認…担任
 - 同じ部活の生徒(1、2年生)への聞き取り、事実確認…顧問
 - 聞き取り結果についての協議…関係教職員
 - いじめを行ったと思われる3年生への聞き取り、事実確認…顧問、生徒指導担当
 - 生徒Cの保護者への説明
 - いじめを行った生徒への指導
 - いじめを行った生徒の保護者への説明
 - 重大事案だと判断された場合は、学校設置者や警察等関係機関に報告し、連携して対応する。

研修資料

【事例6】

中学校2年生のA子は、社交的で元気のよい生徒である。しかし、自己中心的でわがままなところがあるため、些細なことでトラブルになることが多かった。

そのような中、A子は、友達に「悪口を言われた」「無視された」と学級担任に訴えてきた。

学級担任は、すぐに該当の生徒を呼んで話を聞いたところ、もともと仲良くしていたグループのB子とC子がA子を見捨てていたことがわかった。

学級担任は、B子とC子を指導し、トラブルは解消されたかに思われた。しかし、その後、B子とC子が数回にわたってA子の悪口を書いたメールを学級の友達数人に送信し、そのことが学級全体に広がっていき、A子が学級で孤立するようになっていた。そのうち、A子は、「学校に行きたくない。」と言って数日学校を休んでいる。

*事例の課題について話し合う。

*インターネット等を通じて行われるいじめについての対応について話し合う。

*今後、学校がすべき対応について話し合う。

- 実生活の中での人間関係がネット上のいじめにつながり、ネット上での行為が実生活をさらに悪化させることがあることを理解する。
- ネット上のいじめを防ぐ基本は、情報モラル教育であることを理解する。
- 現実の生活上の人間関係の修復や学級集団づくりが大きくかかわることを理解する。
 - B子とC子への個別の指導を行うとともに、学級全体への指導を行う。
 - A子の気持ちに寄り添い、安心して登校できる条件を整える。

研修資料

【事例7】

男子生徒4名が、同じクラスのB子のブログに「学校に来るな」「ブタ」「うざい」などと、一日に何回も携帯電話を使って書き込んでいた。

このクラスでは、年度当初から男子生徒と女子生徒の仲が悪く、その状態が続いたまま2学期を迎えていた。運動会の種目やメンバーの決定や練習のときも男女の意見や行動がかみ合わず、言い合いになることもあった。また、書き込みをされた女子生徒を含む女子のグループ5名は、授業中や休憩時間も騒がしく、男子グループのB男が日ごろから良くない印象をもっていたため、書き込みをしてしまった。

書き込みをされた女子グループのC子が、書き込みをした男子グループの一人からこの書き込みの事実を聞き、書き込みをしたと思われるB男に問い詰めたと、書き込みの事実を認めた。

このことを受け、緊急全校集会を開き、生徒全員に事象について説明し、再びこのような事態が起こらないように、生徒指導担当から指導を行った。しかし、生徒の中からは「どうしてこれくらいのことですべての生徒を集めて話をしなければならぬのか」といった意見が出てきた。

*事例の課題について話し合う。

*インターネット等を通じて行われるいじめについての対応について話し合う。

- 実生活の中での人間関係がネット上のいじめにつながり、ネット上での行為が実生活をさらに悪化させることがあることを理解する。
- インターネット等への書き込みの意識が低い生徒たちが多いことに気づき、正しい利用方法と利用にあたっての情報モラル教育をあらゆる機会を通じて実施していく必要があることに気づく。
- ネット上に好ましくない書き込みをされたときの削除依頼の方法等を理解する。
- 男子と女子が協力してする活動を組み込むなど、学級づくりに配慮する必要があることを理解する。

